

1 「コロナ禍」における家畜保健衛生所の業務対応

○林 朋弘 寺崎 敏明

要 約

新型コロナウイルス感染症の世界的流行による令和2年4月7日付緊急事態宣言発令を受けて、当所では4月8日から5月20日までの間、出勤抑制が実施された。出勤者の少ない状況下での業務を遂行するため、①緊急性に基づく業務優先度の設定、②テレワーク等を活用した業務執行体制確保、③業務の継続性確保のため業務マニュアル等の整備を行った。

業務の優先度設定では、延期または中止が可能なものと実施しなければならない事業の仕分けを行った。執行体制の確保では、テレワークを活用して職員間の情報共有等を実施した。業務の継続性確保では、業務マニュアル等を整備し職員間で共有することで対応した。以上の対応により、業務の大幅な見直し、テレワークの導入によるリモート会議等新たなコミュニケーションツールの取得等の効果があった。

新型コロナウイルス感染症（本病）は、令和元年以降、世界的な流行を引き起こしている。本病の流行は、家畜保健衛生所（家保）の業務にも様々な影響を及ぼしたが、その対応ついてまとめたので概要を報告する。

本病の感染拡大に伴い、都では令和2年2月以降、時差通勤およびテレワークを週4日程度実施する措置が執られていたが、4月7日、政府による「改正新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言（宣言）の発令を受けて出勤者数を2割程度に抑制することとなった。家保では、各担当1名の出勤、このうち所長もしくは課長代理職が1名以上出勤することとし、非出勤職員は自宅でのテレワーク対応を行った。

緊急事態宣言に伴う対応

本病の感染状況等を踏まえ、家保では、宣言発令に備えて事前に以下について検討を行った。①緊急性に基づく業務優先度の設定、②テレワーク等を活用した業務執行体制確保、③業務の継続性確保のため業務マニュアル等の整備

緊急性に基づく業務優先度の設定

宣言期間中に優先的に実施すべき業務は、表1のとおり、家畜伝染病のまん延防止や法に基づく各種届出受理など職員の出勤が必要な事業と、宣言期間中一時休止または延期するものを設定した。

表1 緊急事態宣言(令和2年4月)中
業務内容の振分け

継続するもの	
防疫	異常家畜通報時の初動対応、導入牛・預託帰還牛検査、CSFワクチン接種、蜜蜂腐蝕病検査
指導	獣医事届出および家畜飼養者定期報告の受理
病鑑	一般の病性鑑定、BSE検査、死亡イノシシCSF検査、実験動物等管理 など
肥飼料	肥料登録、肥料・飼料製造業者届出の受理
一時休止 または 延期するもの	
防疫	牛定期検査、HPAIモニタリング など
指導	飼養衛生管理基準の確認・指導、生産性向上対策 など
病鑑	捕獲イノシシCSF検査、防疫・指導の事業に付随した検査
肥飼料	肥料・飼料製造業者への立入、検体の収去および検査

特に野生イノシシの豚熱（CSF）検査については、CSF ウイルス感染個体が関東近県で確認されていたことから、都内侵入への監視を強化するため、感染リスクの高い死亡個体の検査を継続することとした。

なお、一時休止または延期していた業務は宣言解除後に順次再開していったものの、その一部については令和3年1月に発令された二度目の宣言に伴って当該年度内の規模を縮小したほか、止むを得ず年度内の実施自体を見送ったものもあった。

宣言期間中における執行体制の確保

働き方改革の一端として推進されてきたテレワークは、東京都においても平成28年度以降、導入が進められてきた。宣言の発令に伴い、出勤を抑制するため一層の推進が図られたが、職員の通信環境の整備等で混乱が見られた。

テレワークの一層の推進によりリモート会議やメール等の活用により在宅勤務においても職場との意思疎通は十分可能なことが分かった。一方、農場における衛生指導や検査等が実施できず、一部事業の見直しが必要となった。また、出勤者を限定したことにより、獣医師職員が出張等業で不在となり、事務職員1名のみとなって

しまう事例もあった。

業務の継続性確保のための 業務マニュアル等の整備

病性鑑定担当のように専門性の高い担当では、他の担当職員では検査対応が困難なため、テレワークの実施が困難だった。

そこで細菌検査担当の主要業務である生乳検査等について、細菌検査担当以外にも対応できるように図1に示すマニュアルを共有することで、他の担当でも検査ができるようにした。

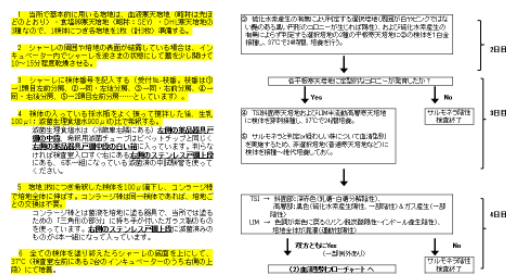


図1 担当内で再編・共有した検査マニュアル

その他

宣言発令による病性鑑定業務への影響として、病性鑑定受付検体数を図2に示す。受付検体数は宣言期間中から7月にかけて過去3年の平均実績と比較すると大きく減少した。

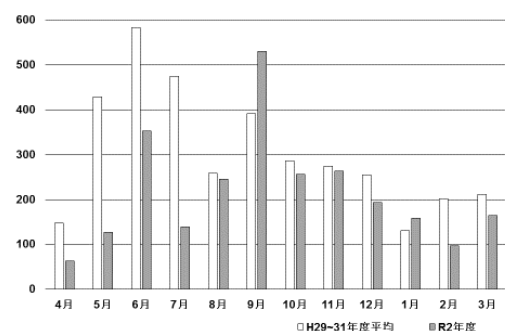


図2 病性鑑定受付検体数の推移

これは防疫・指導担当の事業に付随して実施している、鶏卵のサルモネラ検査等が休止・延期されたため、延期されていた事業については、宣言解除後に実施したことから、9月は過去3年の平均実績を上回った。

全国家畜衛生職員会が実施した、家保事業に係る新型コロナウイルス感染症の影響に対するアンケート調査結果¹⁾の一部を図3に示す。回答のあった8割以上の家保で宣言期間中における業務内容の見直しが実施されていた。一方テレワークについては、現場主体という業務上の理由から実施率は半分強であり、時差出勤や別室での勤務、週休日の変更等によって職員同士の接触を減らす工夫を行う家保も多かった。

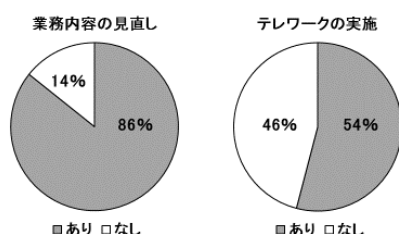


図3 緊急事態宣言期間中における全国の様相
全国家畜衛生職員会報第173号より n=98 (98/204、回収率48%)

また、医療機関での本病対応のため全国的に防護服やピペットチップ等が不足～入手が困難となったほか、実際に公衆衛生部局からの要請に応じる形で家保から資材の供出や業務応援目的での職員の派遣が行われた県もあった。¹⁾

都では、令和3年1月7日から3月21日、4月25日から6月20日、7月12日から8月22日の期間に宣言が発令された。

この期間は、引き続き7割以上の出勤抑制を積極的に推進しているが、家保では業務の性質上、対応が困難な状況にある。

一方で、令和2年秋以降に全国各地で高病原性鳥インフルエンザやCSFの発生が相次ぎ、都でもこれまでに発生県からの応援要請に応じて延べ12名の職員を発生各県へ派遣した。このような状況のなか、一層の家畜衛生対策の推進と本病への対策を併せて実施している。

本病の対策は、家保業務におけるテレワークの推進とリモート会議等の新しい業務環境の浸透を一気に推し進めた。本病の終息はまだまだ先行き不透明な状況であるが、ピンチをチャンスに変えて行けるよう、職員が一致団結して今後も対応に当たりたいと考えている。

参考文献

- 1) 全国家畜衛生職員会：特集 新型コロナウイルス感染症対策と業務変容，全国家畜衛生職員会報第173号（2020）